

# 我が国における工芸技術保護の歴史と現状

## － 染織技術を中心として －

菊池理予

### はじめに

染織技術には、繊維や染料を作る技術、反物を織る技術や刺繍などの加飾技術、制作道具を作る技術、染織品を保存、修理する技術など多くの「わざ」が含まれている。筆者は『無形文化遺産報告』第三号で、文化財保護法における無形文化財工芸技術の染織分野、及び選定保存技術の保護体制やその変遷を整理したが、染織技術に関しては、無形文化財の範疇のみを見るだけでは十分ではないと思われる<sup>1)</sup>。同法では、民俗文化財の枠組みで、制作道具や「わざ」に関わる習俗などを保護しているが、これらも染織技術を取り巻く重要な要素と考えられる。

そこで、本稿では、民俗文化財に保護された染織技術に関わるものにも目を向けながら、文化財保護法に見られる染織技術を再検討し、その保護体系を再考することを目的とする。

### 1. 文化財保護法の枠組みと染織技術

ここで文化財保護法の流れをまとめておきたい。

昭和25（1950）年に制定された文化財保護法では、無形文化財の工芸技術の一分野として染織技術の保護を行った（選定無形文化財）。その後、染織技術に関わる制度は、昭和29年及び昭和50年、平成16年の改正を経て現在の体制となっている。

現在、染織技術に関わるものは、無形文化財の工芸技術染織分野としての「重要無形文化財」の指定、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」の選択、民俗文化財の「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」の指定、「登録有形民俗文化財」の登録と「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」の選択、文化財とは別な枠組みである「選定保存技術」の選定で構成されている（図1）。

同法制定の昭和25～29年の間に、選定無形文化財として特に「衰亡の虞のあるもの」を対象に十七件の染織技術が選定された。当時、民俗文化財は「民俗資料」として「建造物」や「美術工芸品」と並んだ有形文化財のひとつとされていた。

昭和29年の改正で選定無形文化財は一斉解除となり「重要無形文化財」としての指定、及び「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」の選択制度が新設される<sup>2)</sup>。しかし、この段階における保持者の認定基準は、該当する工芸技術の高度な体得者、またはそれらの正しい体得・精通者であり、団体不可とされた。そのため個々の技について個人を認定する「各個認定」と、複数の人々が集合して伝承しており、多数の保持者が想定される場合にはその集団の代表者を保持者に認定する「総合認定」

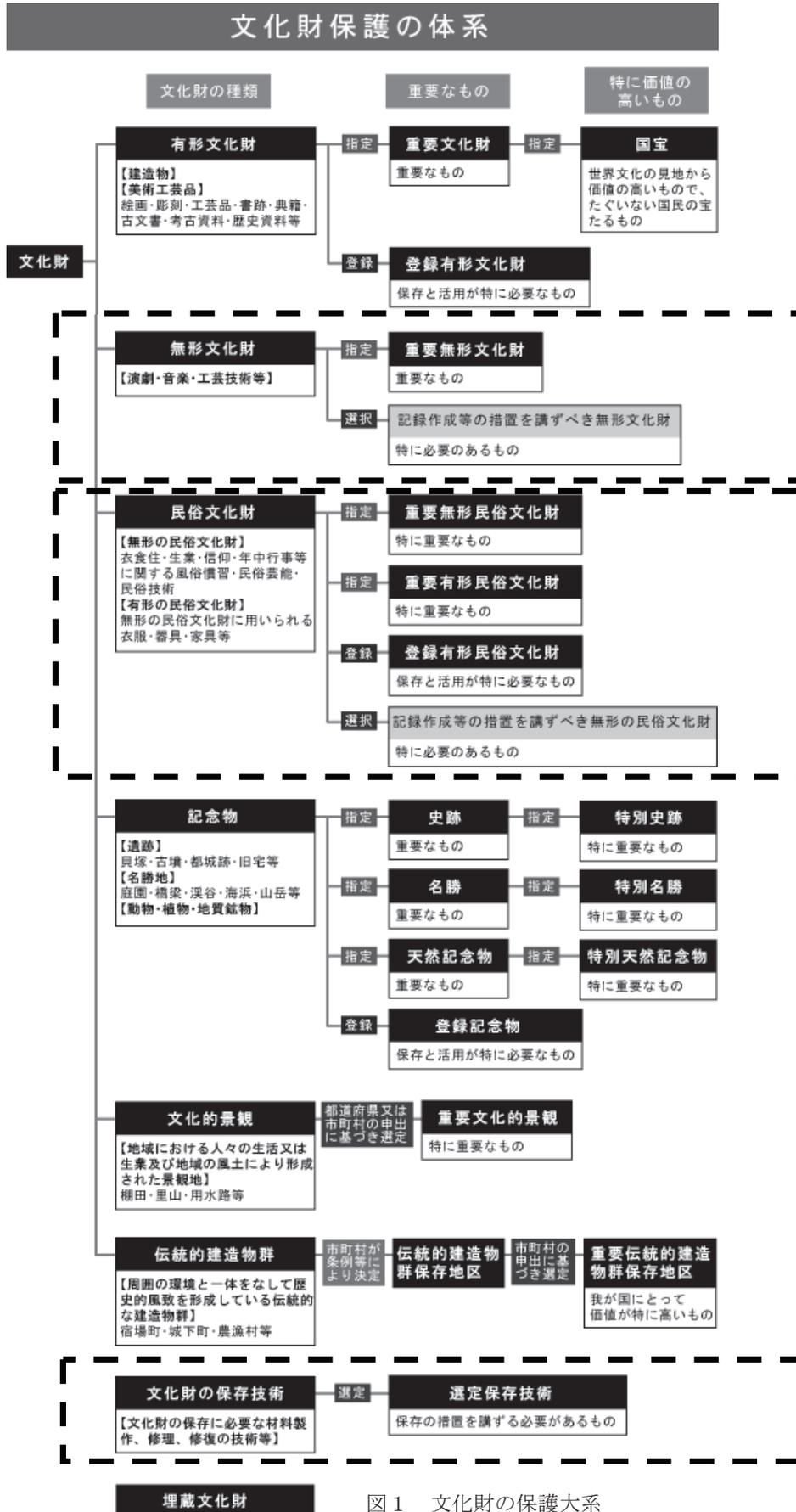


図1 文化財の保護大系

<http://bunka.nii.ac.jp/nation/select/system.html>

がとられた<sup>3)</sup>。同時に、重要無形文化財以外の無形文化財に関しては「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」の制度が設けられた。この制度は、社会情勢その他の関係で選択時の形での存続措置を講ずることができないが、資料的価値の高いものを対象に、記録の作成、保存、公開を行うことができる制度である<sup>4)</sup>。一斉解除となった選定無形文化財の染織技術の内、改定後の昭和30（1955）年から昭和32年までの間に、表装金襴、植物染・藍染、烏梅を除いた選定無形文化財は、「重要無形文化財」と「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に分けられ、新しい制度に組み込まれる（表2）。

この改正で民俗文化財は、有形の民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の指定制度から切り離し、「重要民俗資料」の指定制度を新設。あわせて、無形の民俗資料について「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」の選択制度が発足する。この段階で、「重要民俗資料」として道具とその資料の保護が、また「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」として染織技術に関わる習俗の保護がはじまっている。

昭和50（1975）年の改正では、「重要無形文化財」の総合認定を保持団体認定へと変更し、文化財を保護していく上で欠くことのできない技術を保護の必要性という点に着目して「わざ」を選定し、保持者または保存団体を認定する「選定保存技術」が新設される<sup>5)</sup>。

民俗文化財においては、従来の「民俗資料」が「民俗文化財」と改称、従来の「重要民俗資料」は「重要有形民俗文化財」と位置づけられ、新たに重要無形民俗文化財の指定制度が設けられる。ここで、「重要民俗資料」とされていた道具と関連資料は「重要有形民俗文化財」に組み込まれる。

その後、平成16（2004）年の改正により、民俗技術を民俗文化財として位置付けて保護の対象とし、また、「重要有形民俗文化財」の指定制度を補完する「登録有形民俗文化財」の制度を新設する。「登録有形文化財」においても道具や関連資料の選択が行われている。

このような変遷を経て、現在の染織技術保護の体制におさまったのである。

表2 選定無形文化財(染織分野)の昭和29年改正文化財保護法への枠組みの変化

	選定名称	昭和25年 文化財保護法	昭和29年改正 文化財保護法	昭和29年改正による名称や認定者の改定
		分類		
1	江戸小紋 小宮康助	選定無形文化財	重要無形文化財 (各個認定)	小宮定吉(小宮康助)を認定
2	長板中形 東京都一円			松原定吉・清水幸太郎を認定
3	搦子のり 山田栄一			友禅楊枝糊に名称変更
4	伊勢型紙/雛彫 六谷紀久男			六谷紀久男(六谷梅軒)を認定
5	伊勢型紙/縞彫 児玉博			
6	伊勢型紙/道具彫 中島秀吉 中村勇二郎			
7	伊勢型紙/つき彫 南部芳松			
8	伊勢型紙/糸入れ 城ノ口み糸			
9	唐組 深見重助			
10	羅 喜多川平朗 山本熊太郎			喜多川平朗(喜多川平朗)のみを認定
11	京友禅 田畑喜八 上野為二		友禅に名称変更 木村文二(木村雨山)・中村勝馬を加え4名の認	
12	小千谷縮 小千谷縮布技術保存会 (代表西脇亮三郎)		重要無形文化財 (総合認定)	小千谷縮・越後上布に名称変更 越後上布・小千谷縮布技術保存協会(会長:小河正義)を認定
13	寛八丈 東京都八丈島		記録作成等の措置を 講ずべき無形文化財	寛八丈技術保存会を認定
14	植物染/紫根染・茜染 栗山文二郎			紫根染・茜染に名称変更
15	表装金襴 森村清太郎 隈田定次郎 広瀬信次郎			—
16	植物染・藍染 伊藤富三郎			
17	烏梅 井尾浅次郎			

\*「上代植物染」が記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択されたがNo.13植物染・藍染との関係が不明確なため今回は除外している。  
「無形文化遺産としての工芸技術—染織分野を中心として—」『無形文化遺産研究報告』第3号より転載

## 2. 文化財保護法で保護される染織技術

### 2-1 無形文化財の工芸技術（染織分野）として保護された染織技術

表3に昭和29（1954）年の同法改正時より現在に至るまでの無形文化財工芸技術の染織分野、及び記録措置等を講ずべき無形文化財、選定保存技術を指定・選択・選定年順にまとめた。この表を見ると、重要無形文化財の各個認定は、主に工程の一部分であることに気がつく。それは、染織技術が産業として分業体制の中で培われてきたことに起因すると考えられる。しかしながら、一部の各個認定者や保持団体認定の技術には兼業農家の副業として発達したものや自家消費のもとで発達したものも見られる。それらは分業によらず、一連の作業を家族や個人が行っている。そのため、保護されている技術を概観すると、指定、選択された技術の「工程の幅」には開きが見られる。

ここで、染織技術を以下の工程に分けてみよう。

- ①原材料<sup>6)</sup>をつくる技術。
- ②原糸材料から糸にする技術。
- ③糸から布にする技術。
- ④布に加飾する技術。
- ⑤布を仕立て染織品にする技術。
- ⑥道具を制作・修理する技術。
- ⑦染織品を保存・修復する技術。

これらのうち、染織品を作り出す際に用いられる技術は①～⑥である。また、その作りだされたものを保つための技術が⑥～⑦である。

例えば、昭和30（1955）年に「正藍染」で認定された千葉あやのは、①～⑤の技術を一人で行っている。つまり、麻や藍を栽培し、繊維をとり、糸を作り、藍をたて、織り、染め、仕立てる行程が含まれている。昭和49年に「喜如嘉の芭蕉布」で指定された喜如嘉の芭蕉布保存会も、糸芭蕉の栽培から織物の完成までの技術（①～④）を行っている。

一方で、「江戸小紋」、「長板中型」のような型染、友禅染などは、布に加飾する技術（④）ということができる。同じ型染でも型絵染は、自ら図案を考案し型に彫り（⑥）、その型で染める（④）。

このような観点からみていくと、その工程には幅が見られる一方で、共通点も見いだすことができる。それは⑤の技術の前段階、つまり、先染めや織りの技術においては糸から布にする技術（③）、後染めや刺繍などについては布に加飾する技術（④）を含むものが保護されているという点である。表3を見渡しても重要無形文化財の技術はその多くが③または④の技術を含み、それに対して選定保存技術はそれを含まないものが多く見られる。

しかし、これに収まらないものが見られる。それが、伊勢型紙である。伊勢型紙は江戸小紋を制作するためには欠くことのできない道具を作る技術（⑥）である。そのため、選定保存技術として捉えることも可能であろう。この精巧な技術は文化財保護法成立時より注目され、昭和29年改正でも、江戸小紋と同様に重要無形文化財として指定された。

昭和27（1952）年、工芸学会理事の西川友武が「無形文化財と染織技術」という座談会で以下のよ

表3 無形文化財に見られる染織技術

名称	文化財種別	認定年	認定者及び認定団体	記録	映像記録
1 江戸小紋	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	小宮定吉(小宮康助)	○	
2 長板中型	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	松原定吉	○	
3 長板中型	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	清水幸太郎	○	昭和59
4 伊勢型紙 突彫	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	南部芳松	○	
5 伊勢型紙 道具彫	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	中島秀吉	○	
6 伊勢型紙 道具彫	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	中村勇二郎	○	
7 伊勢型紙 錐彫	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	六谷 紀久男(六谷梅軒)	○	
8 伊勢型紙 縞彫	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	児玉 博	○	
9 伊勢型紙 糸入れ	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.2.15	城ノ口みゑ	○	
10 白石紙布	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和30.3. 19	片倉信光		
11 白石紙布	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和30.3. 19	佐藤忠太郎		
12 友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12	田畑喜八	○	
13 友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12	上野為二	○	
14 友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12	木村文二(木村雨山)		
15 友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12	中村勝馬		
16 友禪揚子糊	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12	山田栄一	○	
17 小千谷縮・越後上布	重要無形文化財(保持団体認定)	昭和30. 5.12 一部改正 昭和35.4.19 一部改正 昭和51. 4.30	越後上布・小千谷縮布技術 保存協会		昭和55 昭和56
18 正藍染	重要無形文化財(各個認定)	昭和30.5.12 一部改正 昭和41.4.25	千葉あやの		
19 上代植物染	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和31.3. 31	後藤貞像(後藤博山)		
20 精好仙台平	重要無形文化財(各個認定)	昭和31.4.24	甲田栄佑		
21 羅	重要無形文化財(各個認定)	昭和31.4.24	喜多川 平郎(喜多川平朗)		昭和48
22 型絵染	重要無形文化財(各個認定)	昭和31.4.24	芹沢銈介		
23 唐組	重要無形文化財(各個認定)	昭和31.4.24	深見重助		
24 結城紬	重要無形文化財(保持団体認定)	昭和31. 4.24 一部改正 昭和51. 4.30	本場結城紬技術保持会		
25 黄八丈	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和32.3. 30	黄八丈技術保存会	●	
26 紫根染・茜染	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和32.3. 30	栗山 文次郎	●	
27 丹波布	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和32.3. 30	丹波布技術保存会	●	
28 有松鳴海絞	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和32.3. 30	愛知県絞技術保存会	●	
29 久留米緋	重要無形文化財(保持団体認定)	昭和32.4. 25 一部改正 昭和51.4. 30	重要無形文化財久留米緋 技術保持者会		平成2
30 組紐	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和35.3. 25	道明新兵衛	●	
31 組紐	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和35.3. 25	五嶋敏太郎		
32 和裁	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和35.3. 25	小見外次郎	●	
33 有職織物	重要無形文化財(各個認定)	昭和35.4.19	喜多川 平郎(喜多川平朗)		
34 かっぱた織	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和37.3. 30	玉置 びん	●	
35 型絵染	重要無形文化財(各個認定)	昭和37.4.19	稲垣稔次郎		
36 友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和42.4.10	森口平七郎(森口華弘)		昭和63
37 献上博多織	重要無形文化財(各個認定)	昭和46.4.23	小川善三郎		
38 広瀬緋	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和47.4. 10	広瀬緋技術者会		
39 唐棧縞	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和47.4. 10	斎藤頼	●	
40 唐棧縞	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和47.4. 10	斎藤光司	●	
41 型絵染	重要無形文化財(各個認定)	昭和48.4.5	鎌倉芳太郎		
42 喜如嘉の芭蕉布	重要無形文化財(保持団体認定)	昭和49.4.20 一部改正 昭和51. 4.30	喜如嘉の芭蕉布保存会		
43 紋章上絵	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和50.4. 23	紋章上絵保存会	●	
44 琉球藍製造	選定保存技術(各個認定)	昭和52.5.11	伊野波盛正		

名称	文化財種別	認定年	認定者及び認定団体	記録	映像記録
45  竊巻(門吉代製(金 襷等)製作)	選定保存技術(各個認定)	昭和52.5.11	廣瀬敏雄		
46  刺繍	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和53.3.25	相沢吉太郎		
47  紫根染	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	昭和53.3.25	八重樫フジ		
48  江戸小紋	重要無形文化財(各個認定)	昭和53.4.26	小宮康孝		昭和59
49  宮古上布	重要無形文化財(保持団体認定)	昭和53.4.26	宮古上布保持団体		平成4.5
50  阿波藍製造	選定保存技術(保持団体認定)	昭和53.5.9	阿波藍製造技術保存会		
51  本藍染	選定保存技術(各個認定)	昭和54.4.21	森卯一		
52  植物染料(紅・紫 根)生産・製造	選定保存技術(保持団体認定)	昭和54.4.21	財団法人 日本民族工芸技術保存協会		
53  紬織・緋織	重要無形文化財(各個認定)	昭和57.4.20	宗廣力三		
54  友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和59.4.9	山田貢		
55  友禪	重要無形文化財(各個認定)	昭和63.4.26	羽田登喜男		
56  首里の織物	重要無形文化財(各個認定)	平成10.6.8	宮平初子		
57  紬織	重要無形文化財(各個認定)	平成2.4.25	志村ふくみ		
58  からむし(苧麻)生 産・芋引き	選定保存技術(保持団体認定)	平成3.11.16	昭和村からむし生産技術保 存協会		
59  伊勢型紙	重要無形文化財(保持団体認定)	平成5.4.15	伊勢型紙技術保存会		昭和51
60  佐賀錦	重要無形文化財(各個認定)	平成6.6.27	西山フミ(古賀フミ)		
61  組踊道具製作	選定保存技術(各個認定)	平成6.6.27	島袋光史		
62  羅	重要無形文化財(各個認定)	平成7.5.31	北村武資		平成11
63  烏梅製造	選定保存技術(各個認定)	平成7.5.31	中西喜祥		
64  紅型	重要無形文化財(各個認定)	平成8.5.10	玉那覇有公		
65  本藍染	選定保存技術(各個認定)	平成8.5.10	森義男		
66  粗苧製造	選定保存技術(各個認定)	平成8.5.10	矢幡左右見		
67  箆製作・修理	選定保存技術(各個認定)	平成8.5.10	北岡高一(北岡茂八)		
68  刺繍	重要無形文化財(各個認定)	平成9.6.6	福田喜重		平成16
69  緋織	重要無形文化財(各個認定)	平成9.6.6	細見房雄(細見華岳)		
70  友禪	重要無形文化財(各個認定)	平成11.6.21	田島博(田島比呂子)		
71  読谷山花織	重要無形文化財(各個認定)	平成11.6.21	与那嶺貞		平成12
72  有職織物	重要無形文化財(各個認定)	平成11.6.21	喜多川 儀二		
73  桴製作	選定保存技術(各個認定)	平成11.6.21	長谷川淳一		
74  芭蕉布	重要無形文化財(各個認定)	平成12.6.6	平良敏子		
75  経錦	重要無形文化財(各個認定)	平成12.6.6	北村武資		
76  精好仙台平	重要無形文化財(各個認定)	平成14.7.8	甲田綏郎		
77  琉球藍製造	選定保存技術(保持団体認定)	平成14.7.8	琉球藍製造技術保存会		
78  歌舞伎衣裳製作修 理	選定保存技術(保持団体認定)	平成14.7.8	歌舞伎衣裳製作修理技術 保存会		
79  献上博多織	重要無形文化財(各個認定)	平成15.7.10	小川規三郎		
80  粗苧製造	選定保存技術(各個認定)	平成15.7.10	矢幡正門		
81  手機製作	選定保存技術(各個認定)	平成15.7.10	西村種一		
82  苧麻系手績み	選定保存技術(保持団体認定)	平成15.7.10	宮古苧麻績み保存会		
83  久米島紬	重要無形文化財(保持団体認定)	平成16.9.2	久米島紬保持団体		
84  紬織	重要無形文化財(各個認定)	平成17.8.30	佐々木苑子		
85  表具用古代製(金 襷等)製作	選定保存技術(各個認定)	平成19.9.6	廣瀬賢治		
86  友禪	重要無形文化財(各個認定)	平成19.9.6	森口邦彦		
87  手機製作	選定保存技術(各個認定)	平成20.9.11	大城義政		
88  木版摺更紗	重要無形文化財(各個認定)	平成20.9.11	鈴木滋人		
89  組踊道具・衣裳制	選定保存技術(保持団体認定)	平成21.9.2	組踊道具・衣裳製作修理技術保存会		
90  紋紗	重要無形文化財(各個認定)	平成22.9.6	土屋順紀		
91  友禪	重要無形文化財(各個認定)	平成22.9.6	二塚長生		

\* 1物故者には網掛けした。

\* 2選定保存技術(保持団体認定)の以下は、広義に解釈すれば染織技術とみなされるが今回は除外した。

邦楽器原系製造(平成3.11.16選定)

\* 3記録欄における○は選定無形文化財として昭和29年改定前に行われた記録であり、●は記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として取られた記録である。

\* 4映像記録にはその制作年を記した。

うに発言をしている。「白子の型紙だけを保存しても、これを利用する面（江戸小紋の型付技術 筆者註）がともなわなければ、白子の技術だけ残つていても全然意味がないということになる、やはり総合的に考えて一種の産業形態なりなんなりを維持できるだけのことを、手当しなければ保護といつても保護にならないのだから（後略）」<sup>7)</sup>。ここからは、当時、伊勢型紙と江戸小紋は切り離せないものとして認識されていたことが窺える。伊勢型紙は紀州藩の庇護のもと、白子において発展し、同様に江戸小紋のもととなる小紋も江戸屋敷を多く抱えた江戸にて発達した。それぞれ、地域を代表する産業であり技術であったために、江戸小紋の染色技術と、伊勢型紙の彫技術は呼応関係にありながら、両者をあわせて重要無形文化財の総合認定とすることは難しい。また、片方を記録作成等の措置を講ずべき無形文化財とすることも、同様に重要であるという立場にたてば難しい。当時、このような議論がされたからこそ、伊勢型紙を重要無形文化財として保護を講じることとなったのだろう。そして、その行政措置は現在でも継続され、伊勢型紙の技術は選定保存技術へ組み込まれることなく、現在へと至っている。

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財も、重要無形文化財と同様に工程上の選別は設けられていない。そのため、選択された技術の中には、選定保存技術の要素を持つものも見られる。例えば、昭和32年選択の「紫根染・茜染」に見られる糸を染める技術（②）は、どちらかというと言定保存技術に近いように感じる。

このように無形文化財の中には選定保存技術の要素が含まれるものがみられるのである。

## 2-2 選定保存技術として保護された染織技術

選定保存技術に見られる技術は、原材料をつくる技術（①）、原糸材料から糸にする技術（②）、道具を製作・修理する技術（⑥）、染織品を保存、修復する技術（⑦）<sup>8)</sup>に相当する。主に、原材料や道具を作る技術が選定保存技術である。しかし、前述したように、無形文化財の中にも、これらの工程を含めているものが見られる。両者が明確に分けられている例、それは即ち選定保存技術と呼応関係にある無形文化財の技術といえる。

その例として、重要無形文化財の「小千谷縮・越後上布」（昭和30年指定、その後二回の改正有り）と選定保存技術の「からむし（芋麻）生産・芋引き」（平成3年選定）について考えてみたい。「小千谷縮・越後上布」の原材料である芋麻は江戸時代においては越後地域において生産が盛んであったようだが、現在は福島県の昭和村産の芋麻を用いている。「小千谷縮・越後上布」を保護するにはその原材料である芋麻は欠くことのできないものである。昭和村では、平成3年に選定保存技術として「からむし（芋麻）生産・芋引き」が選定されて以降、からむし工芸館という展示室を併設した伝承施設を建設し、若手育成と技術の伝承を行っている。技術工程から整理すると、選定保存技術である昭和村の芋麻栽培と麻挽きの技術は①の技術、それ以降の②③の技術が、重要無形文化財の小千谷縮・越後上布として保護されている。これからは、重要無形文化財を支える選定保存技術の仕組みが理解できる一方で、同じものを作るための技術が重要無形文化財と選定保存技術に分けられながら保護されていることも理解できる。

それは、道具を制作・修理する技術（⑥）にもあてはまる。例えば、布を織る時には欠かせない機

は、「選定保存技術」の中で西村種一と大城義政が手機製作として選定され、機のパーツである箆<sup>9)</sup>製作・修理では北岡高一が、また、杼製作では長谷川淳一が選定されてきた。この機は多くの無形文化財と関わるものであるが、選定保存技術として保護をしている。

文化庁作成の図1に見られるように、現在の体制では、重要無形文化財保持団体に組み込まれる原材料や道具を作る技術は文化財として捉えられ、選定保存技術で選定されれば文化財に属さない。この仕組みは、保護体制を複雑にしているように感じられ、同じ「技術」が文化財とそれ以外に選別されることに筆者は抵抗を覚える。それは、無形文化財と選定保存技術に線引きを行ったためにおこる問題であり、一体に考えることができれば起こり得ない問題ともいえる。では、以上を踏まえ、民俗文化財の中から染織技術の保護に関連する事例の検討を通じ、更に考察を加えていきたい。

### 2-3 染織技術保護からみた民俗文化財

民俗文化財は有形と無形に大別され、有形民俗文化財では染織技術に関わる道具やその資料、無形民俗文化財では染織技術に関わる習俗が保護されている。

有形の分野では、重要無形文化財である越後縮の道具・関連資料、及び選定保存技術である阿波藍の栽培加工用具を含む11件が確認できる。(表4)。

有形民俗文化財には「種別」といわれる分野が決められているが、その多くは「生産・生業に用いられるもの」に区分される。これらは産業として発達してきた技術の資料であろう。阿波藍栽培加工用具(昭和30年指定)や金沢の金箔(昭和46年指定)などは職人の仕事道具と考えられる。

その他の道具は、養蚕や麻に関わるものが見られる。これらは各地域の紡織習俗を伝えるものとして指定が行われている。麻を例に取り上げれば、越後縮の紡織用具及び関連資料は芋麻の資料であり<sup>10)</sup>、栃木県の野州麻の生産道具は大麻の生産用具と考えられる。現在、日本では大麻の栽培自体が困難であり、その生産は群馬県の岩島など一部の地域に限られている。群馬県の岩島の伝承者によれ

表4 有形民俗文化財に見られる染織技術と関連するもの

	文化財種別	名称	指定年月日	県別	所有者	備考
1	重要有形民俗文化財	阿波藍栽培加工用具	昭和30.4.22	徳島	板野郡藍住町(藍住町公民館保管)	生産・生業に用いられるもの
2	重要有形民俗文化財	苧北の染織用具および草木染めコレクション	昭和35.6.9	広島	山県郡北広島町大字有田 新藤久人	生産・生業に用いられるもの
3	重要有形民俗文化財	荘川の養蚕用具	昭和38.5.15	岐阜	高山市(飛騨民俗村保管)	生産・生業に用いられるもの
4	重要有形民俗文化財	金沢の金箔製作用具	昭和46.12.15	石川	金沢市	生産・生業に用いられるもの
5	重要有形民俗文化財	久賀の諸職用具	昭和53.8.5	山口	大島郡周防大島町(周防大島町久賀歴史民俗資料館保管)	生産・生業に用いられるもの
6	重要有形民俗文化財	越後縮の紡織用具及び関連資料	昭和61.3.31	新潟	十日町市(十日町市博物館保管)	生産・生業に用いられるもの
7	重要有形民俗文化財	周防大島東部の生産用具	平成2.3.29	山口	大島郡周防大島町(瀬戸内民俗館とうわ保管)	生産・生業に用いられるもの
8	重要有形民俗文化財	渡辺学園裁縫雛形コレクション	平成12.12.27	東京	東京都板橋区 東京家政大学	民俗知識に関してもちいられるもの
9	登録有形民俗文化財	伊達地方の養蚕関係用具 白沢の養蚕関係用具	平成20.3.13	福島	伊達市 本宮市 (本宮市白沢ふれあい文化ホール保管)	生産・生業に用いられるもの
10	登録有形民俗文化財	前橋の養蚕・製糸用具 及び関連資料	平成20.3.13	群馬	前橋市(前橋市蚕糸記念館保管)	生産・生業に用いられるもの
11	重要有形民俗文化財	野州麻の生産道具	平成20.3.13	栃木	栃木県(栃木県立博物館保管)	生産・生業に用いられるもの

ば、栃木県の麻挽き方法は群馬県とは異なるという。それぞれの地域で異なる行程や方法があるのは当然である。有形民俗文化財として保護されるこれらコレクションを通じて、過去の技術が明らかとなる可能性がある。しかし、選定保存技術においては、道具を作る技術が保護されていても、道具そのものに保護は及ばない。これら道具自体の保護も染織技術に関わる重要な要素であり、無形文化財でも何らかの保護措置を講ずるべきであろう。

有形分野のうち、特異なものが一つ含まれている。それは、東京家政大学に所蔵される渡辺学園の裁縫雛形コレクションである。他のものは民俗文化財ということもあり、地域と密接な形での指定や登録が理解できるが、これは教育資料と位置づけ得るものである。この裁縫雛形コレクションは、東京家政大学の前身である女子職業学校の授業資料である。これは、和裁・洋裁の技術を考えるうえでは欠くことのできない存在であるが、職人の技術とは異なるものでもある。しかし、職人的でないからといって、この技術も染織技術全般を考える上では無視できない。職業学校で指導を受けた卒業生は、教員として和裁・洋裁の指導的立場に立つものも多く、学校教育を通じて染織技術を広めたと考えられる<sup>11)</sup>。

では、無形民俗文化財には染織技術に関わるどのようなものが保護されているのであろうか。無形民俗文化財は「重要無形民俗文化財」と「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に分かれるが、染織技術に関連するものは後者に含まれ、木綿、葛布、藤布、科布などの自然繊維及び養蚕の紡織習俗が選択されている（表5）。

明治時代以降、富岡製糸場に代表される殖産興業時代を経て、養蚕技術は産業として確立したもの

表5 無形民俗文化財に見られる染織技術に関連するもの

	文化財種別	名称	指定年月日	県別
1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	阿波の太布紡織習俗	昭和37.3.1	徳島
2	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	越後のしな布紡織習俗	昭和42.3.1	新潟
3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	出雲の藤布紡織習俗	昭和42.3.1	島根
4	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	芭蕉布の紡織習俗	昭和44.3.1	鹿児島
5	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	甑島の葛布の紡織習俗	昭和45.3.1	鹿児島
6	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	越後・佐渡のいらくさ紡織習俗	昭和48.11.5	新潟
7	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	知多木綿の紡織習俗	昭和54.12.7	愛知
8	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	丹後の藤布紡織習俗	昭和58.12.16	京都
9	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	松阪木綿の紡織習俗	昭和56.12.24	三重

が多い。一方で、木綿などの自然布の生産は養蚕ほど産業としては急速な発展を遂げなかった。だからこそ、地域性を持つ農家の兼業的な技術、あるいは自家消費の技術として、発達したと考えられる。このように選択された紡織習俗は近世の形態を色濃く残し、我が国の生活の推移を理解する好資料として、無形民俗文化財として保護されるに至ったのだろう。

このように、文化財保護法においては、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い染織技術を「重要無形文化財」及び「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として、その関連する材料や道具をつくる技術を「選定保存技術」として、資料的価値のある道具やその資料を「重要有形民俗文化財」及び「登録有形民俗文化財」として、紡織習俗を「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」として記録していることが明らかとなった。

ここで、これらに関わる例として、再び、重要無形文化財の小千谷縮・越後上布をとりあげて考えてみたい。

重要無形文化財の小千谷縮・越後上布の原材料の生産は、「選定保存技術」（昭和村の芋麻栽培と麻挽きの技術）として、制作技術に関わる道具や資料を「重要有形民俗文化財」（越後縮の紡織用具及び関連資料）として保護している。また、無形の民俗資料記録第二十集『紡織習俗Ⅰ』（昭和50年3月）に、越後縮に関する工程や習俗に関する記録が見られ<sup>12)</sup>、無形文化財の観点からは、昭和55～56年に工芸技術記録映画が制作されている。

このようにさまざまな側面から保護が講じられてきたことは望ましいことであるが、異なる枠組みでの保護はそれなりの弊害を伴うことが推察される。記録についても、民俗と工芸技術の手法は異なるだろうが、それらを持ちより、一連の中で作業ができれば、新たな記録方法が確立できる可能性もある。そして、両者の要素を取り込んだ記録は、その技術の総合的な理解に資するものとなるのではないだろうか。

### 3. 染織技術保護の総合的な視点

前章まで、文化財保護法の枠組みの中で染織技術がいかに保護されているのかについてみてきた。この枠組みにより、無形文化財では保護しきれない道具や染織技術に関連する習俗が民俗文化財の中で保護されてきたことが明らかとなった。しかし、この様な保護体制により、染織技術は一体として捉えられてはこなかった。そのため、文化庁の行政官であった柳橋眞も、工芸技術を保護する制度として重要無形文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、選定保存技術を挙げ、前任者達は「各制度の許される限界まで無形文化財の保護を探求し、実績を残してくれた」<sup>13)</sup>とし、「ものづくりのわざをさまざまな形で保護する三つの制度」<sup>14)</sup>とし、これを評価している。

「わざ」そのものを保護する無形文化財や選定保存技術と、「わざ」をとりまく道具や習俗を保護する民俗文化財とは別な視点で保護をされてきた。同法によれば、無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と規定され、ここで文化財と考えられるのは無形の「わざ（技術）」そのものであり、その「わざ」をもつ人や団体

を「保持者」として認定する。それに対し、民俗文化財は「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定され、歴史史料ないし資料としての側面が重視される。その違いは、無形文化財と無形民俗文化財の認定対象に反映され、「無形文化財」は該当技術をもつ特定の個人や団体が「保持者」として認定されるのに対し、「無形民俗文化財」の指定対象は風俗慣習、民俗芸能、年中行事などの一般庶民の生活、慣習、行事そのものであって、特定の個人や団体を「保持者」として認定することはない。それゆえ、無形民俗文化財は「民俗文化財」の範疇に含まれ、「無形文化財」には属さないのである。

しかし、染織技術の保護に際しては、地域の習俗は重要な要素であり、同様に染織技術が「産業」としての側面を有していることは看過しえない点である。

そもそも、染織品を制作するための糸、反物、染料、針、あるいは衣服そのものは、製品として産業としての流通物でもあった。だからこそ、西陣のような職人集団では様々な技術の分業が発達し、洗練された高度な技術が発達した。一方で、農家の副業である紡織技術などは、蚕と共に暮らし、家族でその工程を担う中で発達してきた。技術は、技術者の生活と共にあるのである。小千谷では機織りが冬の女の重要な仕事として考えられ、その生産物である反物が一家の重要な収入源であった。そのため、嫁を迎える際には、織物上手を求める習俗があった。一方、貢納布のように税金として高度な技術が要求された技術は、技術が一定の基準に達していることが納める際の条件であり、その中で技術が発達してきた。このように、各地域の生活や習俗の中でそれぞれの技術は育まれてきた。だからこそ、技術をその培われてきた背景から切り離して考えることはできないのである。

しかし、現在はそれらを縦割りで保護しているのである。日本民芸協会理事長の村岡景夫は、昭和27（1952）年「無形文化財と染織技術」という座談会において以下のように述べている。「過去のものになっている文化財の保護は、割合に簡単なんだ。しかし今生きている技術も捨て、おけばそれは壊滅してしまう。その技術をどうしても保存し、且つ、それをこれからの将来の世界に、積極的に活かしていくかという問題は、これはそう簡単ではないのです。これは産業の面と、非常に大きな関係があるのでその方は、相当複雑な生産関係を考慮に入れた保護方法を講じなければならない。たゞ抽象的に技術の一面だけを保護しようとしても、そういうものは決して保存できるものではないのですね」<sup>15)</sup>。ここでは技術を総合的に保護することの重要性が述べられている。

この指摘の通り、染織技術を研究していく上では、現在の枠組みを超えた無形文化遺産としての視点が重要と考えられる。先に引用した柳橋眞は「現代になるほど事態はめまぐるしく動き、今までに想定しなかった困難が次々と生まれ、法律が追っかける状態である」<sup>16)</sup>とも述べている。それは技術が、「わざ」のみでなく、他の様々なことと関わっているため生じる問題であろう。もし、「わざ」を一体的に捉える事ができれば、保護の進んでいない石臼などの一般家庭で使われていた道具の製作技術なども保護できる可能性もある。我々の生活が変化する中、保護の体制も柔軟に対応できれば、より充実した保護が実現されるのではないだろうか。

近年ではこのように文化財を総合的に捉える試みにも注目が集まっている<sup>17)</sup>。実際、2003年に締結された世界無形遺産条約では、「無形文化財」と「無形民俗文化財」の区別は設けられていない。世界は我が国の保護体制とは別な視点で動きつつあるのである。今後、このような広い視点を持ちなが

ら「染織技術」を考えることが、求められていくことは間違いないだろう。

## おわりに

本稿を通じて、染織技術をより総合的に考察する必要性を述べた。戦前の大日本連合青年団郷土資料陳列所における郷土工芸の保護や、戦時中の工芸技術保護の民芸協会との関わり等を考えると、文化財を総合的に捉える考え方そのものを整理する必要があるだろう。

今後は、いわゆる有形の工芸研究の方法から技術の発生や変遷について整理し理解することに加え、無形の工芸技術や民俗分野の手法である技術者からの聞き取り調査、また、文化財保護法等の制度史、そして、人々の技術に対する考え方の変化なども考慮しながら、工芸技術研究のあり方を再構築する必要があるだろう。

筆者は染織技術を総合的に捉える上では、これに関わるネットワークの構築が急務であると感じている。重要無形文化財の保持団体認定においては、年に一度の協議会を通じて、認定者の交流の場が設けられている。一方で、選定保存技術についても文化庁主催のイベントを通じて交流が計られている。平成22年9月に奈良県で開催された「選定保存技術を守る2010」では、他分野でも原材料や道具などに共通点が多く、この交流によって選定保存技術の団体同士が原材料や後継者問題などの情報交換を行っているという声も聞かれた。現在、重要無形文化財、選定保存技術、及び指定や選定された文化財の枠組みを超えた情報交換の場というものは一部に限られている。今後、これらのネットワークを構築し、様々な情報共有と議論の場が必要となってくるのではないだろうか。

### 《注》

- 1) 完成物である染織品は有形文化財として保護されている。それらは染織技術の発生や変遷を理解するうえでは欠かすことのできない資料であるが、本稿は染織技術保護の観点から考察を加えているため除外している。
- 2) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財は、昭和53年以降は行政措置が講じられてない。これは社会的背景の変化がその要因として考えられる。同法成立時には技術者の多くはこの新しい無形文化財というものへ冷淡な態度であったというが、昭和40年代には急速な変化が見られる。文化庁の行政官であった柳橋眞によれば、「無形文化財の普及活動に力が入るのは、高度経済成長で余裕が生じた昭和40年代に入ってからであった。カラーテレビが普及し、上質紙のカラー印刷で図録が刊行された。気迫のある人間国宝の作業が放映され、カラーページで工芸作品の真価が理解された。各省の広報誌も上等になり、人間国宝の紹介シリーズがよく取り上げられた。展覧会が盛んになるのもこの時代で、伝統工芸の分野でもさまざまな企画展が行われた。今思うと黄金時代であった。伝統的な工芸産業にも若い後継者が現れたが、高齢者がやめるのを全部みたすわけではなかった。だから職人の総体では一方的に右肩下がりのであったが、戦前の高度な技を継承した作家や職人が、戦後、日常生活にも浸透してきた現代感覚のデザインの品々を栄養にして、優品を开花させた」(柳橋眞「無形文化財保護の三節」月刊『文化財』No.445、平成12年、29頁参照。)とし、無形

文化財が社会に認識されることで、後継者が出てきたことが述べられ、同時にそれが全ての技術ではなかったことも述べられている。これは、後継者のいるものは重要無形文化財へ、それ以外は保持者がいない状態で、保護の対象とならなかったとも考えることができる。しかし、実際に目を向けてみれば、国で指定・選定を受けていない技術であっても都道府県や市町村にて無形文化財として指定や選定を受けている染織技術もあり、それらは現在でも存続されている。このように考えると、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に該当する技術の範疇を広げることで、この制度をより活用すべきともいえるであろう。

- 3) 文化財保護法第56条の3、川村恒明監修『文化財政策概論－文化遺産保護の新たな展開に向けて－』東海大学出版会、2002年、文化庁監修『文化財保護法五十年史』ぎょうせい、2001年参照。
- 4) 文化財保護法第56条の9、川村恒明監修『文化財政策概論－文化遺産保護の新たな展開に向けて－』東海大学出版会、2002年、文化庁監修『文化財保護法五十年史』ぎょうせい、2001年参照。
- 5) このうち、染織分野に関わるものは琉球藍製造や烏梅の製造、杼製作、手機製作、粗芋製造等が対象となっている。
- 6) ここでは、原糸材料だけでなく、染料やその他の材料を含んでいる。
- 7) 「無形文化財と染織技術」座談会、工芸学会理事西川友武、日本民芸協会理事長村岡景夫、司会本吉春三郎、『染織美術』14号、1952年7月、27頁
- 8) 染織品を保存、修理する技術(⑦)は、選定保存技術の一つと考えられているが、現在、絵画や彫刻、建造物などと比べれば十分に体制が整っているとは言えない。今後、この技術も保護の拡充を図るべき技術と考えられる。
- 9) 箆は経糸に通された緯糸の目を詰める作業に使用する櫛状の道具であり、経糸が絡まないようにすること、経糸の間に杼によって通された緯糸を強く織り込むこと、また櫛の歯にあたる箆羽の間に経糸を通すことで織幅を一定に保つ役割を担っている。竹箆はそれ自体が分業であり、箆の一部品である箆羽の生産が停止したことにより、一時、生産が困難となった。しかし、文化庁伝統文化課の近藤都代子調査官の呼びかけにより平成15年7月日本竹箆技術保存研究会(通称:竹箆研究会)が発足し、現在では竹箆の製作が復興している。竹箆の技術は、選定保存技術として北岡高一が保護されていたが、死亡により解除され、現在は文化財としての保護は及んでいない。箆そのものも分業であり、様々な技術、そして技術者を経て、機が完成することも理解できるのである。
- 10) 現在、越後上布は芋麻を用いているが、その歴史の中で継続的に大麻を用いていないのかという点については検討が必要であろう。
- 11) 渡辺学園雛形コレクションは明治時代以降のものであるが、当代着用されたものだけでなく、江戸時代に用いられた公家装束や陣羽織なども含まれ、その技術は江戸時代のものを引き継いでいるとも考えられる。そのような点からも和裁技術である裁ち方や針目の落とし方、きせのかけ方などについては、検証に値する好資料と考えられる。これは、布を仕立て染織品にする技術(⑤)の資料に相当する。この技術は、昭和35年に「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に小見外次郎が選択され、それ以降は、「選定保存技術」の歌舞伎衣裳製作修理と組踊道具・衣裳製作修理の選定の中に仕立ての技術が見られる。しかしながら、こうした技術は染織技術の中では保護の視点が

持たれにくい工程と考えられる。それは、この雛形コレクションが女子教育の所産であることから理解できる通り、仕立ての技術が、家族のための自家消費の側面が強いこととも関連していると思われる。仕立て技術については今後の課題としたい。

- 12) 記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択されていない越後縮の紡織習俗が記録された経緯については今後の課題としたい。
- 13) 柳橋真「選定保存技術の歩み－工芸技術の観点から－」月刊『文化財』No.516、平成18年、15頁参照。
- 14) 註13前掲書、15頁参照。
- 15) 註7前掲書、26～27頁参照。
- 16) 柳橋真「選定保存技術の歩み－工芸技術の観点から－」月刊『文化財』No.516、平成18年、15頁参照。
- 17) 『月刊文化財』（平成21年1月号、No544）においては、文化財の総合的な保存・活用とまちづくりの特集号とし、「文化財の総合的な保存・活用をめざして－文化財の種別ごとの取り組み－」において重要無形文化財の輪島塗と重要有形民俗文化財の輪島塗の製作用具及び製品の総合的な保護について論じられている。また、大島暁雄『無形民俗文化財の保護：無形文化遺産保護条約にむけて』（岩田書院、2007年12月）においても民俗の視点から文化財の新たな捉え方が論じられている。

## The History of the Protection of Craft Techniques in Japan and Its Present Condition, with Focus on Textile Techniques

KIKUCHI Riyo

Techniques related to textiles include such skills as that of manufacturing textiles, of making the tools necessary for manufacture, and of conserving them. How, then, are these skills protected by the Law for the Protection of Cultural Properties today? In *Research and Reports on Intangible Cultural Heritage, No. 3*, the present author discussed the system of protection for textiles and selected conservation techniques among the craft techniques of intangible cultural properties as well as the history of that system. However, it seems that discussion about techniques related to intangible cultural heritage in general alone is not enough. For that reason, this paper aims to reconsider that system of protection by placing focus on textile techniques that are protected as folk cultural properties.

According to the Law now, protection of textile techniques in its entirety is not executed under a unified system. Textile techniques are protected as intangible cultural properties, while techniques for making tools and raw materials for the manufacture of textiles are protected as selected conservation techniques and the tools themselves as well as manners and customs related to the manufacture of textiles are protected as folk cultural properties.

In studying textile techniques, it is important to view them as intangible cultural properties beyond the current framework. In recent years, attempts are being made to capture cultural properties comprehensively. In fact, “intangible cultural properties” and “intangible folk cultural properties” are not distinguished in the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage which was concluded in 2003. The world is beginning to move on a different point of view from the system of protection in Japan. The author thinks that it is important to consider textile techniques with a broad viewpoint like this.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage  
Number 5  
2011

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo  
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第5号

平成23年3月26日印刷

平成23年3月31日発行

編 集	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 『無形文化遺産研究報告』編集委員会	
編集委員	無形文化遺産部長 無形文化財研究室長 音声・映像記録研究室長	宮田 繁 幸 高 桑 いづみ 飯 島 満
発 行	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 〒110-8713 東京都台東区上野公園 1343 電話 03 (3823) 2241	

© 独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所 2011

National Research Institute for  
Cultural Properties, Tokyo